本部役員候補者の選出のお願い

広島大学教職員組合 執行委員長 西別府 元日

新学期を迎え、あわただしい日々を送られていることと思います。

お忙しいところを恐縮ですが、2014年度の本部役員候補者につきまして、以下の各支部におかれましては各々の候補者を選出していただき、5月28日(水)までに書記局宛にご連絡下さいますよう、お願い致します。(5月執行委員会が5月29開催のため、5月28日を締切日としていますことをご了承下さい。)

社会科学研究科支部執行委員長1名教育学研究科支部副執行委員長1名附属東雲支部副執行委員長1名

生物生産学部支部 執行委員 1名、及び、監査委員(契約職員) 1名

理学部支部執行委員1名総合科学部支部書記長1名工学研究科支部書記次長1名組合本部(専従書記)書記次長1名

文学研究科支部 経理部長(執行委員) 1名

国際協力研究科支部執行委員1名霞支部執行委員1名附属中・高支部執行委員1名附属三原支部監査委員1名附属福山支部監査委員1名

(以上合計、執行委員会メンバー12名、監査委員3名)

(補足)四役会議(委員長、副委員長、書記長、書記次長)及び執行委員会は、原則として毎月 1回開催で、場所は東広島事務所または霞事務所での参加が可能です。また、執行委員会メ ンバーとしてのその他の主たる職務は団体交渉への出席ぐらいになります。

<参考: 部分をご確認下さい。>

●組合規約細則

- 第12条(役員の選出) 規約第17条の組合役員の候補者は、各支部より選出する。ただ し、書記次長の候補者のうち1名は、常勤組合職員から選出する。
- 第13条(新役員の選出) 各支部長は、各支部において、前条に定める組合役員候補者を毎年 5月末日までに、支部長、大会代議員および支部連絡会議員を6月末日までに選出し、 委員長に報告する。ただし、<u>規約第17条第1号から第6号までの組合役員は、その</u> 任期中、支部長等支部役員または大会代議員を兼ねることはできない。

●組合規約

第17条(組合役員) この組合に、次に掲げる役員を置く。

(1)執行委員長1名(2)副執行委員長2名(3)書記長1名(4)書記次長2名(5)経理部長1名(6)執行委員若干名(7)監查委員3名